

平成29年度第3回野田市公契約審議会 次第

開催日時 平成30年1月22日（月）
午後1時15分から
会 場 市役所高層棟5階
511・512会議室

1 開会

2 議事

- ・長期継続契約等における最低額の運用について

3 その他

4 閉会

平成29年度
第3回野田市公契約審議会
会議資料

平成30年1月22日

目次

	ページ数
I 長期継続契約等における最低額の運用について_____	1
II 工事に係る賃金の支払状況について_____	4

I 長期継続契約等における最低額の運用について

1 課題

これまで、長期継続契約及び指定管理協定については、契約又は協定締結時の最低額を継続適用させてきたが、最低賃金の上昇により、長期継続契約及び指定管理協定の期間内に最低賃金が最低額を逆転する可能性がある。

平成 29 年度第 2 回の審議会において最低額が最低賃金以下とならないように対応するため、清掃業務等、事務員等、給食配送員等の最低額について引上げる方針を示して審議会の了承を得たところであり、その結果を踏まえ、長期継続契約及び指定管理協定の取扱いについて検討した。

2 最低額の運用における留意事項

長期継続契約及び指定管理協定の契約期間中の最低額の運用を検討する上で、以下の点に留意する必要がある。

- ・雇用の安定並びに公契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため長期継続契約の継続は必要
- ・契約途中において、最低賃金が最低額を超えることのないよう対応する必要がある。（超えた場合は、最低賃金が適用され、条例制定の効果がなくなる。）
- ・市の負担が過大となった場合には、他の自治体による公契約条例制定のハードルを上げることに繋がり、公契約条例の全国への広がりが難しくなる懸念がある。
- ・事業者にとっても、大幅な引上げは、他の事業所への影響が生じるおそれがある。

3 最低額の運用について

長期継続契約及び指定管理協定の最低額の運用については、全ての職種において、各年度の最新の最低額を適用させることが理想ではあるが、仮にそのような取扱いをした場合の必要予算を試算したところ、平成 30 年度において 1,200 万円以上の費用負担が生じ、平成 31 年度以降も更に費用負担が加算されることとなる。

留意事項にもあるとおり、市の過大な負担は、他の自治体の公契約条例制定のハードルを上げることに繋がることから、このような対応は困難であり、職種を限定して対応したい。その結果、最低賃金の逆転に影響しない職種において、契約時期による処遇の差が生じることはやむを得ないのではないかと考えている。

(1) 設定条件

以下の設定条件により、対応を検討することとした。

- ・単純比較するため、長期継続契約及び指定管理協定の期間が全て平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間と仮定する。
- ・最低賃金は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 10 月の上昇率が継続するものとして算定
- ・最低賃金との逆転の可能性について確認し、対応を検討する。

(2) 検討結果

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間の長期継続契約及び指定管理協定の場合、最低賃金と各職種別最低額の関係は以下の表のとおりとなる。各職種について以下のことがわかる。

- ・清掃業務等について、平成 30 年 4 月の 919 円の最低額に対し、平成 31 年 10 月に最低賃金が上回ることになる。
- ・事務員等については、平成 30 年 4 月の 998 円の最低額に対し、5 年目の平成 34 年 10 月に最低賃金が上回ることになる。
- ・給食配送員等については、最低賃金が逆転されるおそれはない。

平成 30 年度に契約した場合の最低賃金と最低額の関係

	30 年 4 月	30 年 10 月	31 年 4 月	31 年 10 月	32 年 4 月	32 年 10 月
最低賃金	868	895	895	922	922	950
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	919	919	919	919	919	919
事務員、コンピュータ指導員等	998	998	998	998	998	998
給食配送員、運転士	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031	1,031
	33 年 4 月	33 年 10 月	34 年 4 月	34 年 10 月		
最低賃金	950	979	979	1,009		
施設の清掃業務、除草作業員、調理員等	919	919	919	919		
事務員、コンピュータ指導員等	998	998	998	998		
給食配送員、運転士	1,031	1,031	1,031	1,031		

※網掛け部分は最低賃金が契約当初の最低額を逆転しているところ

清掃業務等については平成 31 年 10 月、事務員等については平成 34 年 10 月に逆転される見通しとなり、それぞれの時期の半年前の 4 月に最低賃金の上昇率を考慮して引き上げることにより逆転しないよう対応することができる。

ただし、これは一定条件下での試算に基づくものであり、対応すべき時期は今後の最低賃金の上昇率の動向により左右されることから、最低賃金の逆転現象が生じないようにするため、毎年逆転の可能性に注視して対応していきたい。

4 契約中の長期継続契約及び指定管理協定について

既に契約を締結している長期継続契約及び指定管理協定の清掃業務等の職種においても上記と同様の運用をすることが望ましいが、契約時の事業者は各年度の最低額が適用されることを想定していなかったことから、強制的に各年度の最低額を適用させることはできない。

しかしながら、最低賃金よりも高い最低額を適用させることが重要であることから、契約中の清掃業務等の職種の労働者が存在する長期継続契約及び指定管理協定についても、事業者と協議を進めたい。

Ⅱ 工事に係る賃金の支払状況について

工事に従事する労働者について、公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）に対し何パーセントの水準の賃金が支払われているか確認したので、以下のとおり報告するもの。

1 調査対象

平成 28 年度の労務単価が適用される以下の工事を対象に、適用労働者の賃金支払額を確認し、労務単価に対する割合を算定した。

平成 28 年度労務単価が適用される以下の工事（23 件）

契約年度	種別	件名	担当課	人数
27	電気	野田市関宿中央公民館空調設備改修工事	営繕課	25
28	建築一式	野田市立北部中学校空調設備設置工事	営繕課	22
28	建築一式	野田市立第一中学校空調設備設置工事	営繕課	95
28	建築一式	野田市立南部中学校空調設備設置工事	営繕課	13
28	建築一式	野田市立岩名中学校空調設備設置工事	営繕課	61
28	建築一式	野田市立第二中学校空調設備設置工事	営繕課	21
28	建築一式	野田市立川間中学校空調設備設置工事	営繕課	51
28	建築一式	野田市立東部中学校空調設備設置工事	営繕課	42
28	建築一式	野田市立福田中学校空調設備設置工事	営繕課	7
28	建築一式	野田市立木間ヶ瀬中学校空調設備設置工事	営繕課	17
28	建築一式	野田市立二川中学校空調設備設置工事	営繕課	32
28	建築一式	野田市立関宿中学校空調設備設置工事	営繕課	39
28	機械器具設置	清掃工場機械修繕工事	清掃第一課	12
28	機械器具設置	清掃工場排ガス分析計更新工事	清掃第一課	6
28	土木一式	枝線管渠布設工事（28－13工区）	下水道課	8
28	土木一式	枝線管渠布設工事（28－2工区）	下水道課	14
28	土木一式	蕃昌宮前排水整備工事（5工区）	管理課	17
28	土木一式	六丁四反調整池築造工事	管理課	8
28	土木一式	枝線管渠布設工事（28－3工区）	下水道課	3
28	土木一式	五駄沼1号幹線管渠築造工事（2工区）	下水道課	31
28	土木一式	準用河川改修工事	管理課	7
28	建築一式	野田市立北部学童保育所新築工事	営繕課	10
28	機械器具設置	清掃工場2号炉減温装置緊急修繕工事	清掃第一課	11
		計		552

2 調査結果

平成 28 年度の労務単価が適用される公契約条例対象工事において、実際に労務単価の何パーセント程度の水準の賃金が支払われているのかについて調査したところ、職種別に表示すと別紙のとおりとなった。主な傾向については以下のとおりとなる。

(1) 工事全体の結果

支払状況は以下の表のとおりとなり、約 4 割が依然 90%未満の水準となっている。

工事全体の支払状況（労務単価に対する割合）

区分	人数	割合
85%以上 90%未満	223 人	40.40%
90%以上 100%未満	132 人	23.91%
100%以上	197 人	35.69%

(2) 工事の種別ごとの支払状況

全体を種別に区分したところ、以下のとおりとなった。

①土木一式工事

対象工事 7 件において 88 人の労働者が従事しており、労務単価に対する割合が 85%以上 90%未満の者が 57%、90%以上 100%未満が 17%、100%以上が 26%となっており、半数以上が 85%以上 90%未満であることがわかり、また、交通誘導員 B が全て 85%以上 90%未満であり、依然低い水準となっている。

②建築一式工事

対象工事 12 件において 410 人の労働者が従事しており、労務単価に対する割合が 85%以上 90%未満の者が 39%、90%以上 100%未満が 26%、100%以上が 35%となっており、土木一式工事よりも 85%以上 90%未満の賃金が支払われている労働者割合は低いが、依然 4 割程度となっている。また、交通誘導員 B の多くが 85%以上 90%未満であり、鉄筋工、大工、左官、内装工なども 85%以上 90%未満に集中しており、依然低い水準となっている。

③その他

対象工事 4 件において 54 人の労働者が従事しており、労務単価に対する割合が 85%以上 90%未満の者が 24%、90%以上 100%未満が 22%、100%以上が 54%となっており、85%以上 90%未満の賃金が支払われている労働者割合は低くなっているが、普通作業員は 85%以上 90%未満に集中している。

表1 土木一式工事

労働者			賃金		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	6 人	6.82%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	5 人	83.33%
			100%以上	1 人	16.67%
普通作業員	16 人	18.18%	85%以上 90%未満	7 人	43.75%
			90%以上 100%未満	2 人	12.50%
			100%以上	7 人	43.75%
軽作業員	20 人	22.73%	85%以上 90%未満	6 人	30.00%
			90%以上 100%未満	3 人	15.00%
			100%以上	11 人	55.00%
特殊運転手	3 人	3.41%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	2 人	66.67%
			100%以上	1 人	33.33%
一般運転手	4 人	4.55%	85%以上 90%未満	1 人	25.00%
			90%以上 100%未満	1 人	25.00%
			100%以上	2 人	50.00%
トンネル特殊工	1 人	1.14%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	1 人	100.00%
			100%以上	0 人	0.00%
トンネル作業員	1 人	1.14%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	1 人	100.00%
			100%以上	0 人	0.00%
トンネル世話役	1 人	1.14%	85%以上 90%未満	1 人	100.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	0 人	0.00%
土木一般世話役	1 人	1.14%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	1 人	100.00%
交通誘導員B	35 人	39.77%	85%以上 90%未満	35 人	100.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	0 人	0.00%
合計	88 人	100%	85%以上 90%未満	50 人	56.82%
			90%以上 100%未満	15 人	17.05%
			100%以上	23 人	26.14%

対象件数:7 件

表2 建築一式工事

労働者			賃金		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
特殊作業員	1人	0.24%	85%以上 90%未満	0人	0.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	1人	100.00%
普通作業員	165人	40.24%	85%以上 90%未満	30人	18.18%
			90%以上 100%未満	52人	31.52%
			100%以上	83人	50.30%
軽作業員	40人	9.76%	85%以上 90%未満	2人	5.00%
			90%以上 100%未満	16人	40.00%
			100%以上	22人	55.00%
造園工	2人	0.49%	85%以上 90%未満	1人	50.00%
			90%以上 100%未満	1人	50.00%
			100%以上	0人	0.00%
とび工	36人	8.78%	85%以上 90%未満	25人	69.44%
			90%以上 100%未満	11人	30.56%
			100%以上	0人	0.00%
電工	43人	10.49%	85%以上 90%未満	19人	44.19%
			90%以上 100%未満	10人	23.26%
			100%以上	14人	32.56%
鉄筋工	2人	0.49%	85%以上 90%未満	2人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
塗装工	2人	0.49%	85%以上 90%未満	1人	50.00%
			90%以上 100%未満	1人	50.00%
			100%以上	0人	0.00%
土木一般世話役	5人	1.22%	85%以上 90%未満	3人	60.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	2人	40.00%
大工	3人	0.73%	85%以上 90%未満	3人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
左官	1人	0.24%	85%以上 90%未満	1人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
配管工	42人	10.24%	85%以上 90%未満	26人	61.90%
			90%以上 100%未満	7人	16.67%
			100%以上	9人	21.43%

サッシ工	1 人	0.24%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	1 人	100.00%
内装工	20 人	4.88%	85%以上 90%未満	18 人	90.00%
			90%以上 100%未満	2 人	10.00%
			100%以上	0 人	0.00%
ガラス工	13 人	3.17%	85%以上 90%未満	9 人	69.23%
			90%以上 100%未満	4 人	30.77%
			100%以上	0 人	0.00%
保温工	11 人	2.68%	85%以上 90%未満	2 人	18.18%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	9 人	81.82%
設備機械工	3 人	0.73%	85%以上 90%未満	0 人	0.00%
			90%以上 100%未満	0 人	0.00%
			100%以上	3 人	100.00%
交通誘導員B	20 人	4.88%	85%以上 90%未満	18 人	90.00%
			90%以上 100%未満	1 人	5.00%
			100%以上	1 人	5.00%
合計	410 人	100%	85%以上 90%未満	160 人	39.02%
			90%以上 100%未満	105 人	25.61%
			100%以上	145 人	35.37%

対象件数:12 件

表3 その他の工事

労働者			賃金		
職種	人数	割合	区分	人数	割合
普通作業員	7人	12.96%	85%以上 90%未満	7人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
軽作業員	23人	42.59%	85%以上 90%未満	0人	0.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	23人	100.00%
とび工	5人	9.26%	85%以上 90%未満	0人	0.00%
			90%以上 100%未満	2人	40.00%
			100%以上	3人	60.00%
電工	14人	25.93%	85%以上 90%未満	3人	21.43%
			90%以上 100%未満	8人	57.14%
			100%以上	3人	21.43%
一般運転手	2人	3.70%	85%以上 90%未満	0人	0.00%
			90%以上 100%未満	2人	100.00%
			100%以上	0人	0.00%
土木一般世話役	1人	1.85%	85%以上 90%未満	1人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
内装工	2人	3.70%	85%以上 90%未満	2人	100.00%
			90%以上 100%未満	0人	0.00%
			100%以上	0人	0.00%
合計	54人	100%	85%以上 90%未満	13人	24.07%
			90%以上 100%未満	12人	22.22%
			100%以上	29人	53.70%

対象件数:4件

(内訳 電気工事1件、機械器具設置工事3件)